

水災害予報センターより周知事項等

令和7年5月30日

重信川流域治水協議会
重信川大規模氾濫に関する減災対策協議会

1. ワンコイン浸水センサ実証実験について

2. 出水期を迎えるにあたって
3. まるごとまちごとハザードマップ
4. マイタイムラインの取組・支援
5. 要配慮者利用施設の避難確保の取組
6. 水防団協力団体の指定推進
7. 浸水被害軽減地区の指定推進

現在までに 202 の自治体が参加予定 ～ワンコイン浸水センサ実証実験の参加者を更に募集します～

浸水の危険性がある地域に手頃な価格の小型センサを設置し、リアルタイムに浸水の有無を把握することを目的とする実証実験を実施しています。前回までの公募により、参加自治体数が 202 となりました（別紙参照）。

活用事例を幅広く収集・分析し、効果的な実証実験とするため、参加する自治体や企業・団体等を更に募集します。

<実証実験の目的>

近年、大雨による浸水被害や河川の氾濫が頻発しており、浸水の状況を迅速に把握し、災害対応を行うことが重要となっております。そのため、センサを用いてリアルタイムに浸水状況を把握し防災行動に繋げる仕組みの構築に向けて、国や自治体、民間企業等の様々な関係者が協力して、センサの特性や情報共有の有効性等を実証するものです。

この実証実験をより有効に進めるためには、様々な地域や場所で設置するほか、具体的な活用方法についての事例を収集・分析する必要があります。このため、参加する自治体や企業・団体等を更に募集することとしました。

※これまでの実証実験概要等は以下WEBサイトに掲載しています。

<https://www.mlit.go.jp/river/gijutsu/wankoinsensa/index.html>

<公募内容について>

（１）対象者

- ① 実証実験実施地区となる自治体（市区町村）
 - ② 浸水センサを自ら設置・管理できる企業・団体等（都道府県含む）
- ※ 詳細は、別添公募実施要領をご覧ください。

（２）公募期間

- ①、②共通：令和 7 年 3 月 1 4 日（金）
～令和 7 年 5 月 3 0 日（金） 1 7 時まで

※応募者多数の場合等はお受けできない場合がございます。

【問合せ先】

水管理・国土保全局 河川計画課 河川情報企画室

企画専門官 成島（内線 35392）、係長 香川（内線 35394）

代表 03-5253-8111 直通 03-5253-8446

令和7年度 ワンコイン浸水センサ実証実験 参加者一覧

別紙

令和7年度は202の自治体の実証実験に参加します（令和7年3月14日時点）

No.	自治体名	企業・団体名（代表者） ※左記自治体内でセンサを設置する企業・団体等
1	北海道 函館市	TOPPANデジタル株式会社
2	北海道 千歳市	
3	北海道 滝川市	合同会社サナ技術研究所
4	北海道 恵庭市	合同会社サナ技術研究所
5	北海道 今金町	
6	北海道 鹿沼町	
7	北海道 美瑛町	
8	北海道 厚真町	
9	北海道 むかわ町	
10	北海道 音更町	(株) 北開水エコンサルタント (株) スコーシャ
11	北海道 新得町	(株) 水工リサーチ・北海道大学・(株) ラビュール
12	北海道 白糠町	(株) 橋新エンジニアリング
13	北海道 標津町	
14	青森県 むつ市	
15	青森県 鯉ヶ沢町	青森県県土整備部河川砂防課
16	青森県 南部町	(株) 日立製作所・青森県 三八地域県民局・青森県 県土整備部 河川砂防課
17	岩手県 盛岡市	国立大学法人岩手大学
18	岩手県 紫波町	国立大学法人岩手大学
19	岩手県 矢巾町	国立大学法人岩手大学
20	宮城県 仙台市	
21	宮城県 大崎市	一般財団法人 日本気象協会
22	宮城県 大河原町	
23	宮城県 大郷町	(株) ティディイー 宮城県 土木部 道路課
24	秋田県 秋田市	
25	秋田県 能代市	(株) ティディイー
26	秋田県 大館市	(株) 秋田ケーブルテレビ
27	秋田県 にかほ市	
28	山形県 米沢市	(株) ソア
29	山形県 鶴岡市	(株) ティディイー
30	山形県 中山町	(株) ティディイー
31	山形県 高島町	(株) ティディイー
32	山形県 川西町	(株) ティディイー
33	山形県 庄内町	(株) ティディイー
34	山形県 遊佐町	(株) ティディイー
35	福島県 福島市	福島県 土木部 土木企画課
36	福島県 郡山市	福島県 土木部 土木企画課 大和ハウス工業（株）
37	福島県 いわき市	日本工営（株）福島事務所 福島県 土木部 土木企画課
38	福島県 白河市	福島県 土木部 土木企画課
39	福島県 喜多川市	福島県 土木部 土木企画課
40	福島県 伊達市	福島県 土木部 土木企画課
41	福島県 本宮市	福島県 土木部 土木企画課
42	福島県 金津坂下町	福島県 土木部 土木企画課
43	福島県 小野町	太陽誘電（株） 太陽誘電（株）・福島県 土木部 土木企画課
44	茨城県 水戸市	
45	茨城県 土浦市	
46	茨城県 常総市	
47	茨城県 常陸太田市	
48	茨城県 高萩市	

No.	自治体名	企業・団体名（代表者） ※左記自治体内でセンサを設置する企業・団体等
49	茨城県 取手市	
50	茨城県 ひたちなか市	
51	茨城県 東海村	
52	茨城県 境町	一般財団法人 日本気象協会
53	栃木県 宇都宮市	
54	栃木県 野木町	
55	栃木県 那須町	
56	群馬県 高崎市	太陽誘電（株）
57	埼玉県 川越市	坂戸、鶴ヶ島下水道組合 朝日航洋（株）共同体 埼玉県 県土整備部 河川砂防課
58	埼玉県 熊谷市	埼玉県 県土整備部 河川砂防課
59	埼玉県 川口市	埼玉県 県土整備部 河川砂防課
60	埼玉県 所沢市	埼玉県 県土整備部 河川砂防課
61	埼玉県 東松山市	埼玉県 県土整備部 河川砂防課
62	埼玉県 春日部市	埼玉県 県土整備部 河川砂防課
63	埼玉県 羽生市	埼玉県 県土整備部 河川砂防課
64	埼玉県 上尾市	埼玉県 県土整備部 河川砂防課
65	埼玉県 草加市	埼玉県 県土整備部 河川砂防課
66	埼玉県 越谷市	東電タウンプランニング（株） 埼玉県 県土整備部 河川砂防課
67	埼玉県 蕨市	
68	埼玉県 戸田市	埼玉県 県土整備部 河川砂防課
69	埼玉県 入間市	埼玉県 県土整備部 河川砂防課
70	埼玉県 朝霞市	埼玉県 県土整備部 河川砂防課
71	埼玉県 志木市	埼玉県 県土整備部 河川砂防課
72	埼玉県 和光市	埼玉県 県土整備部 河川砂防課
73	埼玉県 桶川市	埼玉県 県土整備部 河川砂防課
74	埼玉県 久喜市	
75	埼玉県 八潮市	埼玉県 県土整備部 河川砂防課
76	埼玉県 富士見市	埼玉県 県土整備部 河川砂防課
77	埼玉県 三郷市	埼玉県 県土整備部 河川砂防課
78	埼玉県 坂戸市	坂戸、鶴ヶ島下水道組合 一般財団法人 日本気象協会 埼玉県 県土整備部 河川砂防課
79	埼玉県 吉川市	埼玉県 県土整備部 河川砂防課
80	埼玉県 白岡市	埼玉県 県土整備部 河川砂防課
81	埼玉県 伊奈町	日本航空電子工業（株） 埼玉県 県土整備部 河川砂防課
82	埼玉県 滑川町	埼玉県 県土整備部 河川砂防課
83	埼玉県 美里町	埼玉県 県土整備部 河川砂防課
84	埼玉県 松伏町	埼玉県 県土整備部 河川砂防課
85	千葉県 野田市	
86	千葉県 佐倉市	(株) 広域高速ネット二九六
87	千葉県 柏市	(株) 建設技術研究所
88	千葉県 我孫子市	パース・ビュー（株）
89	千葉県 香取市	
90	千葉県 大網白里市	
91	千葉県 酒々井町	(株) 広域高速ネット二九六
92	東京都 世田谷区	
93	神奈川県 平塚市	(株) 建設技術研究所・(株) Braveridge
94	新潟県 阿賀町	
95	富山県 高岡市	高岡ケーブルネットワーク（株）
96	富山県 射水市	(株) さるぼろアラーム・三菱マテリアル（株） 射水ケーブルネットワーク（株）
97	石川県 金沢市	
98	石川県 小松市	

No.	自治体名	企業・団体名（代表者） ※左記自治体内でセンサを設置する企業・団体等
99	長野県 須坂市	
100	岐阜県 岐阜市	
101	岐阜県 大垣市	(株) オリエンタルコンサルタンツ
102	岐阜県 恵那市	
103	岐阜県 土岐市	
104	岐阜県 海津市	
105	岐阜県 笠松町	
106	岐阜県 安八町	
107	静岡県 浜松市	浜名梱包輸送（株）
108	静岡県 沼津市	
109	静岡県 三島市	
110	静岡県 富士宮市	(株) オリエンタルコンサルタンツ
111	静岡県 磐田市	
112	静岡県 牧之原市	
113	静岡県 函南町	
114	静岡県 川根本町	
115	愛知県 豊橋市	
116	愛知県 岡崎市	損害保険ジャパン（株） 中央大学研究開発機構 あいおいニッセイ同和損害保険（株） セイコーインスツル（株）
117	愛知県 豊川市	
118	愛知県 豊田市	日本工営（株）
119	愛知県 稲沢市	
120	愛知県 東海市	知多メディアネットワーク（株）
121	愛知県 清須市	
122	愛知県 幸田町	
123	三重県 津市	AIG損害保険（株） 中央大学研究開発機構
124	三重県 四日市市	四日市港管理組合
125	三重県 桑名市	中央大学研究開発機構
126	三重県 鳥羽市	三重県 県土整備部 道路管理課
127	三重県 熊野市	中央大学研究開発機構・大塚ウエルネスベンディング（株） 一般財団法人河川情報センター
128	滋賀県 野洲市	
129	京都府 長岡京市	
130	京都府 南丹市	
131	京都府 木津川市	亀岡電子（株）
132	京都府 大山崎町	
133	大阪府 堺市	大和ハウス工業（株）
134	兵庫県 姫路市	(株) 西武リアルティソリューションズ
135	兵庫県 豊岡市	(株) オーク
136	兵庫県 加古川市	中央大学研究開発機構 東京海上日動火災保険（株）
137	兵庫県 西脇市	
138	兵庫県 小野市	
139	兵庫県 三田市	
140	兵庫県 養父市	
141	兵庫県 丹波市	
142	兵庫県 南あわじ市	ワンコイン浸水センサ実証実験共同体 喜多機械産業（株）
143	兵庫県 朝来市	朝日航洋（株）共同体
144	兵庫県 加東市	
145	兵庫県 播磨町	
146	奈良県 川西町	
147	奈良県 田原町	
148	鳥取県 鳥取市	

No.	自治体名	企業・団体名（代表者） ※左記自治体内でセンサを設置する企業・団体等
149	鳥取県 米子市	
150	島根県 出雲市	
151	島根県 益田市	
152	島根県 江津市	
153	島根県 川本町	
154	岡山県 岡山市	国立大学法人岡山大学・(株) ブロードライン
155	岡山県 総社市	
156	岡山県 備前市	
157	広島県 廿日市市	
158	山口県 山口市	
159	山口県 田布施町	
160	徳島県 徳島市	喜多機械産業（株）
161	徳島県 鳴門市	日亜化学工業（株）
162	徳島県 阿南市	日亜化学工業（株）
163	徳島県 吉野川市	
164	徳島県 美馬市	
165	徳島県 石井町	
166	徳島県 美波町	喜多機械産業（株）
167	徳島県 海陽町	
168	徳島県 東みよし町	
169	香川県 高松市	国立大学法人香川大学
170	香川県 丸亀市	国立大学法人香川大学
171	香川県 三豊市	国立大学法人香川大学
172	愛媛県 松山市	
173	愛媛県 新居浜市	(株) ハートネットワーク
174	愛媛県 大洲市	
175	高知県 高知市	ニッポン高度紙工業（株）
176	高知県 四万十市	中央大学研究開発機構
177	高知県 いの町	中央大学研究開発機構 (株) 石垣
178	高知県 日高村	
179	福岡県 大牟田市	
180	福岡県 久留米市	三井住友海上火災保険・積水樹脂・大東建託・大和ハウス（株） (株) Kyuホールディングス・アルインコ（株） (株) Kyuホールディングス
181	福岡県 小郡市	
182	福岡県 太宰府市	
183	福岡県 古賀市	
184	福岡県 うきは市	大和ハウス工業（株）
185	福岡県 筑前町	(株) Kyuホールディングス
186	福岡県 添田町	(株) Kyuホールディングス
187	佐賀県 武雄市	
188	佐賀県 神埼市	(有) ジョイックス交通
189	熊本県 熊本市	
190	熊本県 御船町	
191	熊本県 甲佐町	
192	熊本県 球磨村	大和ハウス工業（株）
193	大分県 中津市	
194	大分県 日田市	
195	宮崎県 宮崎市	
196	宮崎県 都城市	
197	宮崎県 延岡市	
198	宮崎県 国富町	
199	宮崎県 綾町	
200	宮崎県 高鍋町	
201	宮崎県 木城町	
202	鹿児島県 鹿屋市	

※黒字は令和4年度から令和6年度の継続参加者 ※赤字は令和7年度の新規参加者

ワンコイン浸水センサ実証実験の概要

ポンプ設置のタイミングや通行可否の判断に 浸水センサを活用



実証実験参加自治体：秋田県秋田市
(令和6年7月9日 浸水状況)



浸水発生時の迅速な判断・情報発信に役立つ
ワンコイン浸水センサ実証実験
 ～ 官民連携による流域の浸水状況把握 ～

POINT!

浸水情報をリアルタイムにホームページで公開しています。

国土交通省HP ワンコイン浸水センサ実証実験

<https://www.mlit.go.jp/river/gijutsu/wankoinsensa/index.html>



官民連携で浸水状況をリアルタイムで把握する仕組みを作っています

国・自治体・企業・大学など、流域内のあらゆる関係者が参加して実証実験を実施中！

官民連携による浸水域把握（活用のイメージ）



ワンコイン浸水センサ

小型、低コストかつ長寿命で、流域内に多数の設置が可能な浸水センサ

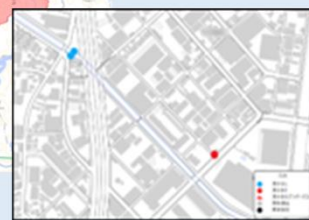
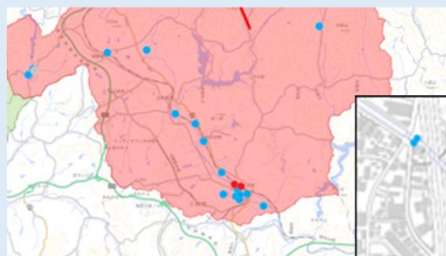


実証実験に用いている浸水センサ

- ・ 小型
- ・ 低コスト
- ・ 長寿命

リアルタイムの浸水状況表示システム

各センサの情報を一元的に収集し、浸水状況を共有するシステム



浸水センサ表示システムのイメージ（広域&拡大）

ワンコイン浸水センサ実証実験参加者の声



A自治体

浸水センサを活用することで、浸水範囲や浸水深を早期に把握することが可能となるため、避難情報発令及び通行規制の判断や面的な被害状況の把握に繋げたい。

急な浸水や内水氾濫をいち早く把握することで管理施設の被害防止・軽減、早期復旧に活用したい。



B企業

お問い合わせ先

国土交通省 水管理・国土保全局 河川計画課 河川情報企画室
ワンコイン浸水センサ 担当
E-Mail : hqt-immersion-sensor@gxb.mlit.go.jp

ワンコイン浸水センサ実証実験 応募の流れについて(市区町村の参加の場合)

参考資料2

- 対象の複数社のセンサから希望するメーカー及び数量を選択します。
(センサと1年目の通信費等は国が負担します)
- 設置場所の選定や、設置作業は参加者でお願いします。
- 商用電源を使用する機器の電気代金や2年目以降の通信費等は、参加者でご負担いただきます。

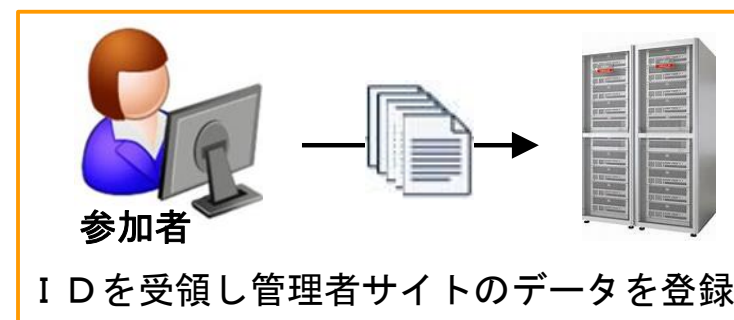
センサの選定



センサを受領



センサをシステムに登録



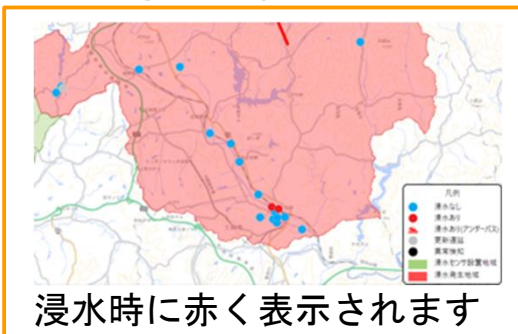
実証実験に応募



センサを現地に設置



大雨時に確認



あら、かんたん



実証実験に関する問い合わせ先
国土交通省 水管理・国土保全局
河川計画課 河川情報企画室
TEL : 03-5253-8446
メール : hqt-immersion-sensor@gxb.mlit.go.jp

ワンコイン浸水センサ実証実験 参加者の分類

参加者の分類	参加目的の事例	参加の形式	費用負担
① 市区町村	- 管内の浸水状況把握 - 浸水情報の自治体防災関係システムへの連携 など	①－１ 国交省が用意するセンサを設置 (対象の複数社のセンサから希望するメーカー及び数量を選択する) ①－２ 浸水センサを自ら設置せず、モデル地区の提供者となる	○センサの設置費 ○翌年度以降（令和８年４月～）のランニングコスト (センサ通信費・センサメーカーのクラウド運用経費) ○電気代など管理に係る費用 ※以下の費用は国負担※ ○センサ及び関係機器費 ○初年度のランニングコスト (センサ通信費・センサメーカーのクラウド運用経費) ○データ共有サーバ等の表示システム運用に関する経費
② 企業・団体等 (都道府県含む)	- 自社施設に対する浸水把握 - 自社開発センサの現地実証 - 浸水情報を活用した自治体向けシステム開発、保険商品開発など、企業による新たな商品開発 - 大学等による研究 - 都道府県管理河川周辺の浸水状況把握 など	②－１ 国交省が用意するセンサを設置 (対象の複数社のセンサから希望するメーカー及び数量を選択する) ↑ ↓ ②－２ 自社で用意するセンサを設置	同上 「データ共有サーバ等の表示システム運用に関する経費」 以外は全て参加者負担
③ 国土交通省 (河川関係事務所)	管内（直轄管理河川周辺）の浸水状況把握 など	国交省が用意するセンサを設置	—

どちらか又は両方でも可

※公募の対象は、①と②の参加者

ワンコイン浸水センサ実証実験 参加の流れ（令和 7 年度参加者募集）

令和 7 年度新規参加者の決定・公表、更なる公募の開始 **3 月 1 4 日**

市区町村

参加方法①－1※¹
国土交通省が用意する浸水センサを自ら設置、管理

※5/30

様式 1, 2, 3 の提出

参加方法①－2※²
国・企業等が設置する浸水センサのデータ活用を前提に、浸水センサを自ら設置せず、実施地区の提供者となる

※5/30

様式 1, 3 の提出

実施地区となる市区町村の公表

企業・団体等

実施地区となる市区町村から浸水センサ設置を行う市区町村を選択（既参加市区町村含む）

参加方法②－1
国土交通省が用意する浸水センサを実施地区にある施設等に自ら設置・管理

※5/30

参加方法②－2
自ら用意する浸水センサを実施地区にある施設等に設置・管理

様式 4, 5, 6 の提出※^{3,4}

令和 7 年度新規参加者の決定・公表 **6 月中下旬**

※1:参加方法①－1 の場合も、実証実験を希望する企業と自治体の浸水把握ニーズなどを調整し、企業の受け入れに関して調整を受けることを条件とします。

※2:企業等が市区町村と連携して②-1または②-2で参加する場合、市区町村の①-2での参加エントリーが合わせて必要です。

※3:都道府県としての参加の場合は、企業・団体等の参加者（②－1または②－2）としてエントリーしてください。

※4:企業の自社施設に設置する場合も、市区町村が実施地区として参加エントリーしていることが条件となります。（その場合は、市区町村への設置箇所の調整等は不要）

令和7年度実証実験で国交省が用意する対象の9社のセンサ



光陽無線 (株) / 太陽誘電 (株)



太平洋工業 (株)



リプロ (株)



NTTインフラネット (株)



京セラコミュニケーションシステム (株) / マスプロ電工 (株) / ゼロスペック (株)



ニタコンサルタント (株) / (株) Skeed



応用地質 (株)



エヌエスティ・グローバルリスト (株)



旭光電機 (株)

令和7年度実証実験で国交省が用意する対象の9社のセンサ

センサメーカー	検知方式	浸水判定場所	通信方式	電池寿命	商用電源	機器構成
光陽無線（株）/太陽誘電（株）	電波式	サーバ	LTE	8年（センサ）	必要	      
	接触式	センサ	LTE-M	7年（センサ）	不要	  
太平洋工業（株）	圧力式	サーバ	LTE	10年（センサ）	必要	    
リプロ（株）	電極式	センサ	LPWA (SigFox)	5年（センサ）	不要	  
NTTインフラネット（株）	フロート式	センサ	LTE	5年（通信装置）	不要	    
京セラコミュニケーションシステム（株） ／マスプロ電工（株）／ゼロスベック（株）	接触式	センサ	Sigfox	5年（センサ）	不要	  
ニタコンサルタント（株）／(株)Skeed	接触式	センサ	特定小電力無線 (ARIB STD-T108 準拠)	5年（センサ）	必要	        
応用地質（株）	フロート式	サーバ	LTE-M	5年（通信装置）	不要	    
エヌエスティ・グローバリスト（株）	接触式	センサ （+子局通信装置）	LoRa無線	3年 （センサ+子局通信装置）	不要：観測点（センサ+通信装置） 必要：ゲートウェイ	      
旭光電機（株）	接触式	センサ	LTE-M	3年（センサ）	不要	  

○浸水センサ：浸水検知情報をデータ送出する機器

○中継器：浸水センサ→ゲートウェイにダイレクト通信できない場合の通信装置

○通信装置（ゲートウェイ）：サーバにデータ送信する通信装置

 ……無線接続
 ……有線接続

1. ワンコイン浸水センサ実証実験について
2. 出水期を迎えるにあたって
3. まるごとまちごとハザードマップ
4. マイタイムラインの取組・支援
5. 要配慮者利用施設の避難確保の取組
6. 水防団協力団体の指定推進
7. 浸水被害軽減地区の指定推進



水防活動の「見える化」について(協力依頼)

- 水防団(消防団)の水防活動について、わかりやすく、タイムリーにPR・情報発信していくことが重要。
- 平成29年6月1日付け水防調整官事務連絡「水防活動の「見える化」について」により、水防活動を実施した場合には、都道府県や水防管理団体の水防計画に基づき、報告を依頼しているところ。
 - ・(参照)「水防計画作成の手引き」(都道府県版)第14章「水防報告等」14.2 水防報告
- 水害が発生し、水防活動を実施した場合には、速やかな報告をお願いしたい。
 - ・特に、顕著な水防活動事例については、なるべく早期の報告をいただきたい。
 - ・水防企画室から、報告を依頼する場合もあるので、協力をお願いしたい。
- 水防報告を本省で整理して、本省ホームページに掲載
 - ・(URL) <https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/kisotishiki/index4.html>
- 全国水防管理団体連合会(全水管)にも情報提供し、全水管ホームページにも掲載
 - ・(URL) <http://zensuikan.jp/031katudou.html>

7月25日からの大雨における水防活動 (山形県戸沢村消防団／令和6年7月25日～28日)

○概 要

- ・戸沢村消防団は、7月25日からの大雨に際し、令和6年7月25日から28日にかけて延べ4分団387名が出動した。
- ・村内では、累加雨量にして1日あたり380mmを超える豪雨により河川が増水した。
- ・各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、土のう積み、住民の避難誘導、排水ポンプによる排水作業、ボートによる人命救助等を行い、人的被害の軽減のため活動した。

活動時間	出動延人数	主な活動内容
7/25～28 約48時間	387名	・土のう積み(50袋) ・避難誘導(100名) ・排水作業(ポンプ4台) ・人命救助(20名)



古口地区の浸水被害
ボートによる人命救助



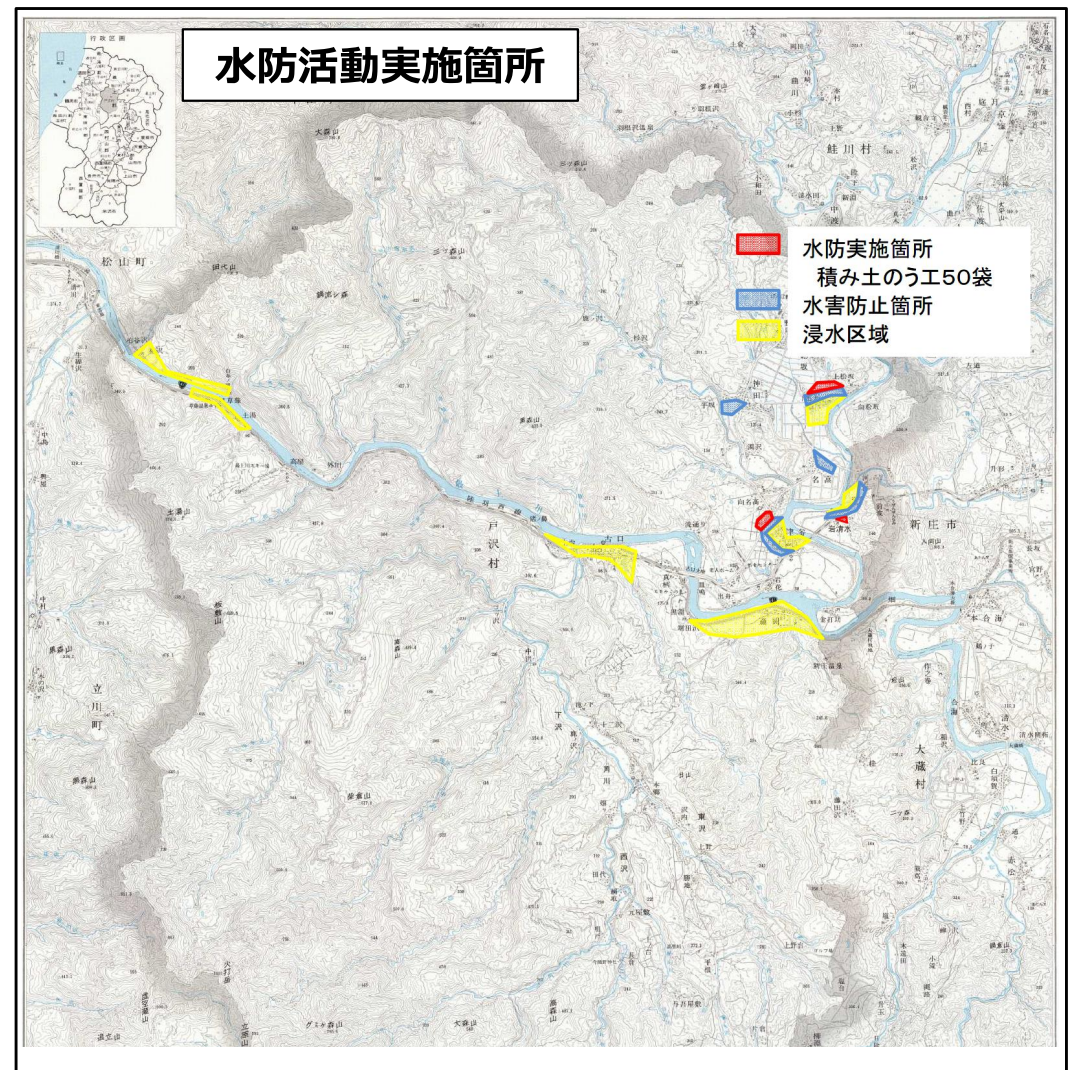
古口地区の浸水被害
ボートによる人命救助



被災状況（古口地区）



津谷地区の浸水被害
堤防の監視



平成29年6月1日 事務連絡

北海道開発局河川情報管理官

各地方整備局水災害予報センター長

沖縄総合事務局低潮線保全官 あて

国土交通省水管理・国土保全局

河川環境課水防企画室水防調整官

「水防活動の見える化」について

昨年度に今後の水防活動の活性化への取り組みとして、「水防活動の見える化」の徹底について、周知したところでは。

今年度も水防活動について、国民の水害への理解と協力得るために、「水防活動の見える化」が徹底されるよう、下記について対応いただくとともに、管内関係事務所及び都道府県へ周知願います。

また、水防管理団体には、都道府県を通じて周知いただくよう、依頼方よりしく願います。

記

1. 水防管理者は、水防活動を実施した場合には、速やかに水防本部長（都道府県）に報告して下さい。
2. 水防本部長（都道府県）は、水防管理者から水防活動を実施した報告がされた場合には、速やかに地方整備局等に報告して下さい。
3. 地方整備局等は、水防本部長（都道府県）より地方整備局等（管内関係事務所を含む）に水防活動の報告がなされた場合には、本局（地整水センター等）でとりまとめの上、速やかに当室下記担当まで提出して下さい。
4. 水防報告は、水防計画に基づき、実施するとともに、報告にあたっては、「水防計画作成の手引き」資料14-2を使用するなど、PRしやすい体裁のものとして下さい。
（関連資料として、「水防活動報告」、「水防活動の概要（様式）」を添付します。）
5. 水防報告の体制については予め確認し、別添様式（「H29_水防活動報告の連絡体制（新様式）」）に記入の上、6月16日（金）17時までに下記担当まで提出して下さい。なお、連絡体制は毎年更新を行います。
（参考までに昨年度に作成していただきました連絡体制を添付します。）
6. 水防活動が実施された場合や報告を受けた場合には、ホームページへの掲載や広報誌掲載等による広報活動を実施して下さい。

R7「水防月間」の実施概要（毎年5月／北海道は6月）

水防の重要性の国民への周知及び水防思想の高揚を図り、水害の未然防止と軽減に資するため、各種行事や活動を実施。

◆水防に関する広報活動の実施

ポスター・リーフレットの配布等により、水防月間のPR活動を行うほか、展示会や体験会を実施するなど、広く国民に向け水防の重要性と水防に関する基本的考え方の普及を図る。

◆水防訓練

警察・消防・自衛隊や関係自治体等と連携した総合水防演習を実施。

◆洪水予報連絡会・水防連絡会の開催

水防管理団体や都道府県、警察、自衛隊など関係機関と連絡会を開催し、洪水予報や水防警報等の情報の伝達体制の確保を図る。

◆重要水防箇所の合同巡視

水防管理団体等と合同で巡視を行い、水防活動の上で特に注意を要する箇所（重要水防箇所）や水防倉庫、水位観測所を確認し、洪水時の効率的な水防活動を行えるよう備える。

◆河川管理施設の巡視・点検・整備

危険と思われる河川管理施設について必要な補修や整備を行うとともに、許可工作物についても施設管理者に対し必要な指導監督等を行うことで治水機能を維持。



R7水防月間ポスター

毎年の避難訓練等により被害を免れた事例

- 令和5年7月10日の大雨により、福岡県久留米市にある田主丸中央病院では、明け方から病院内に水が流れ込み、1階部分が30cm程浸水したが、1階入居者約50人を2階に垂直避難させ、人的被害はなかった。
- 施設ではハザードマップを通して、河川氾濫など水害の危険性を認識していた。
- 水防法に基づく避難確保計画を作成しており、毎年避難訓練を実施するなど災害に対する備えの意識が高かった。

久留米市 浸水ハザードマップ



【病院側のコメント】

- ・早期に垂直避難の開始に踏み切れたのは、普段からの訓練と雨雲レーダーなどからの迅速な状況判断によるところが大きい。
- ・浸水によりエレベーターが止まった後では、今回の避難は完遂できなかっただろう。

- ・令和5年の被害を受け、新たな浸水対策として、敷地の周囲約600mを、高さ約1mの「防水壁」を建設する工事や30台の排水ポンプを設置する工事などを進め、令和6年6月末に完成した。
- ・防水壁等の完成に併せて、病院の職員が参加して実際に排水ポンプを使う訓練や、病院の出入り口の周辺など10か所に高さ約40cmの止水板を設置する訓練が行われ、一人一人が大雨に備えて手順を確認した。

止水板

防水壁

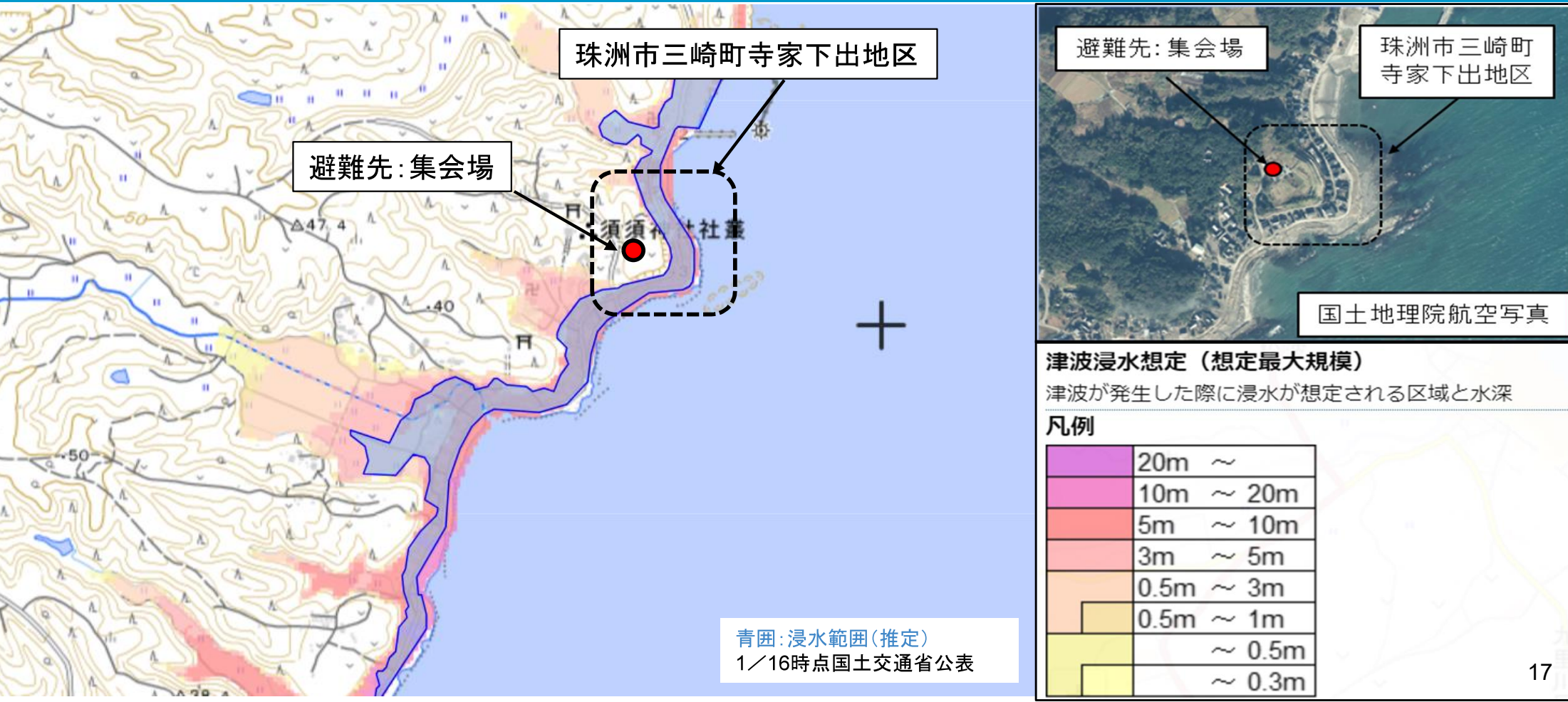
浸水状況(外観)

病院浸水状況(内観)

病院

止水板設置訓練

- 令和 6 年1月1日に発生した能登半島地震では石川県珠洲市等において津波浸水被害が発生。
 - 珠洲市で浸水被害のあった範囲は、津波ハザードマップの**浸水想定区域内**。
 - なお、報道によると、珠洲市三崎町寺家下出地区では、約40世帯90人ほどの住民（大半が高齢者）が、**近所同士で声を掛け合い5分以内に高台に避難**。東日本大地震以降、津波を想定した**避難訓練を年1，2回続けていた**。住民は「**奇跡じゃなくて、訓練が生きた**」と振り返る。
- ※令和 6 年 1 月 16 日 時事通信社報道



1. ワンコイン浸水センサ実証実験について
2. 出水期を迎えるにあたって
3. まるごとまちごとハザードマップ
4. マイタイムラインの取組・支援
5. 要配慮者利用施設の避難確保の取組
6. 水防団協力団体の指定推進
7. 浸水被害軽減地区の指定推進

【概要】

- ・ 居住地域をまるごとハザードマップと見立て、生活空間である“まちなか”に水防災にかかわる各種情報（想定浸水深や避難所の情報等）を標示する
- ・ 市区町村が作成、公表する洪水ハザードマップの情報の更なる周知を図るため実施

【期待される効果】

- ・ 自らが生活する地域の洪水の危険性を実感できる
- ・ 危機意識の醸成と洪水時避難所等の認知度の向上が図られる
- ・ 洪水ハザードマップの更なる普及推進が図られる

【設置状況】

- ・ ハザードマップ作成対象自治体1,543のうち505市区町村（約33%）が設置（R6年9月時点）

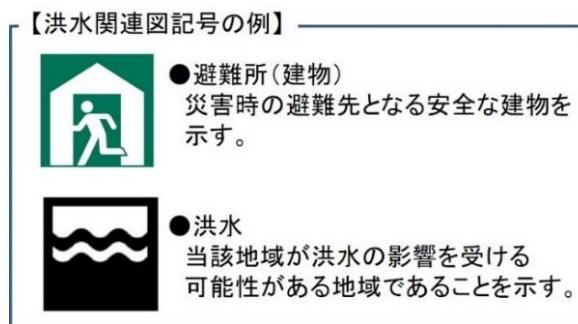
【普及に向けた支援】

- ・ 防災・安全交付金による補助金制度が適用可能
- ・ まるごとまちごとハザードマップ取組事例集を改定（令和6年4月）

＜取組事例＞



電柱に浸水想定深や
避難所の情報等を標示



〔出典：まるごとまちごとハザードマップ実施の手引き〕

《まるごとまちごとハザードマップの高度化の取組》



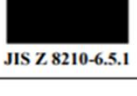
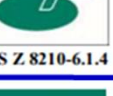
浸水深が一目でわかるように工夫し、設置後も浸水
り多くの住民に理解してもらうとともに、二次元バーコ
り自治体の防災情報サイトに接続が可能とする試行取組



- 令和6年8月にJIS Z 8210に洪水/内水の注意図記号が登録され、今年度中に JIS Z 9098 の改定が予定されている。
- JIS Z 9098 改定に併せて、「まるごとまちごとハザードマップ実施の手引き」も改定する予定。
(主な改定内容)
 - ・洪水/内水の一般図記号の変更、注意図記号の追加
 - ・高潮の注意図記号の追加
 - ・津波の一般図記号、注意図記号の追加

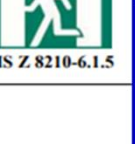
まるまち手引き(現行)

JIS Z 8210 現行

災害種別	図記号				避難誘導標識システム
	災害種別一般図記号	注意図記号	避難場所図記号	避難所図記号	
洪水	 JIS Z 8210-6.5.1	—	 JIS Z 8210-6.1.4	 JIS Z 8210-6.1.5	附属書 A
内水氾濫	 JIS Z 8210-6.5.1	—	 JIS Z 8210-6.1.4	 JIS Z 8210-6.1.5	附属書 B
高潮	 JIS Z 8210-6.5.3	 JIS Z 8210-6.3.9	 JIS Z 8210-6.1.6	 JIS Z 8210-6.1.5	附属書 C ¹⁾
津波 ^{a)}	 JIS Z 8210-6.5.3	 JIS Z 8210-6.3.9	 JIS Z 8210-6.1.7	 JIS Z 8210-6.1.5	JIS Z 9097
土石流	 JIS Z 8210-6.5.2	 JIS Z 8210-6.3.10	 JIS Z 8210-6.1.4	 JIS Z 8210-6.1.5	附属書 D

まるまち手引き(改定案)

JIS Z 8210 追補1 (R6.8.20)

災害種別	図記号				避難誘導標識システム
	災害種別一般図記号	注意図記号	避難場所図記号	避難所図記号	
洪水	 JIS Z 8210-6.5.1	 JIS Z 8210-6.3.9	 JIS Z 8210-6.1.4	 JIS Z 8210-6.1.5	附属書 A
内水氾濫	 JIS Z 8210-6.5.1	 JIS Z 8210-6.3.9	 JIS Z 8210-6.1.4	 JIS Z 8210-6.1.5	附属書 B
高潮	 JIS Z 8210-6.5.3	 JIS Z 8210-6.3.9	 JIS Z 8210-6.1.6	 JIS Z 8210-6.1.5	附属書 C ¹⁾
津波 ^{a)}	 JIS Z 8210-6.5.3	 JIS Z 8210-6.3.9	 JIS Z 8210-6.1.7	 JIS Z 8210-6.1.5	JIS Z 9098 に統合
土石流	 JIS Z 8210-6.5.2	 JIS Z 8210-6.3.10	 JIS Z 8210-6.1.4	 JIS Z 8210-6.1.5	附属書 D

1. ワンコイン浸水センサ実証実験について
2. 出水期を迎えるにあたって
3. まるごとまちごとハザードマップ
4. マイタイムラインの取組・支援
5. 要配慮者利用施設の避難確保の取組
6. 水防団協力団体の指定推進
7. 浸水被害軽減地区の指定推進

○国土交通省では、マイ・タイムライン普及の取組を支援するため、「かんたん検討ガイド」の作成や防災教育のほか、防災・安全交付金による財政支援を行っており、引き続き、市町村によるマイ・タイムライン普及の取組を促進していく。

■防災教育

地域と連携しながら、マイ・タイムラインの作成や防災教育を通じて防災意識の向上を促進



小学生を対象とした防災教育
(新潟県長岡市)



要配慮者のマイ・タイムライン
作成中の様子(岡山県倉敷市)

■ファシリテーターの育成

マイ・タイムラインを普及させるため、気象キャスター、防災士、消防団、水防団等に対して、ワークショップ等のファシリテーターを育成する講習会を開催



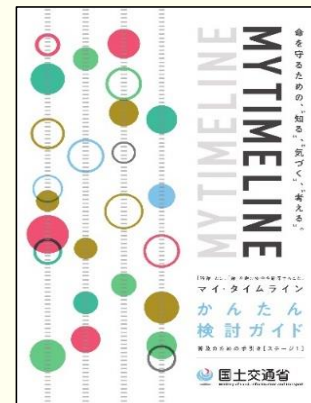
日本防災士機構・日本防災士会と
連携した研修会 R6.2.17



気象キャスターを対象とした講習会
(埼玉県春日部市) R6.5.11

■マイ・タイムライン作成支援ツール

実施方法などを取りまとめた「かんたん検討ガイド」や、ワークショップの開催の手引き等を公表
全国でのマイ・タイムライン取組事例を取りまとめ、国交省のWEBサイトに公開



マイ・タイムラインかんたん検討ガイド



地域におけるマイ・タイムライン取組事例集

支援の取組を実施している市町村数:(R6年9月末)
全国: 896/1,543 市町村

■防災・安全交付金による財政支援

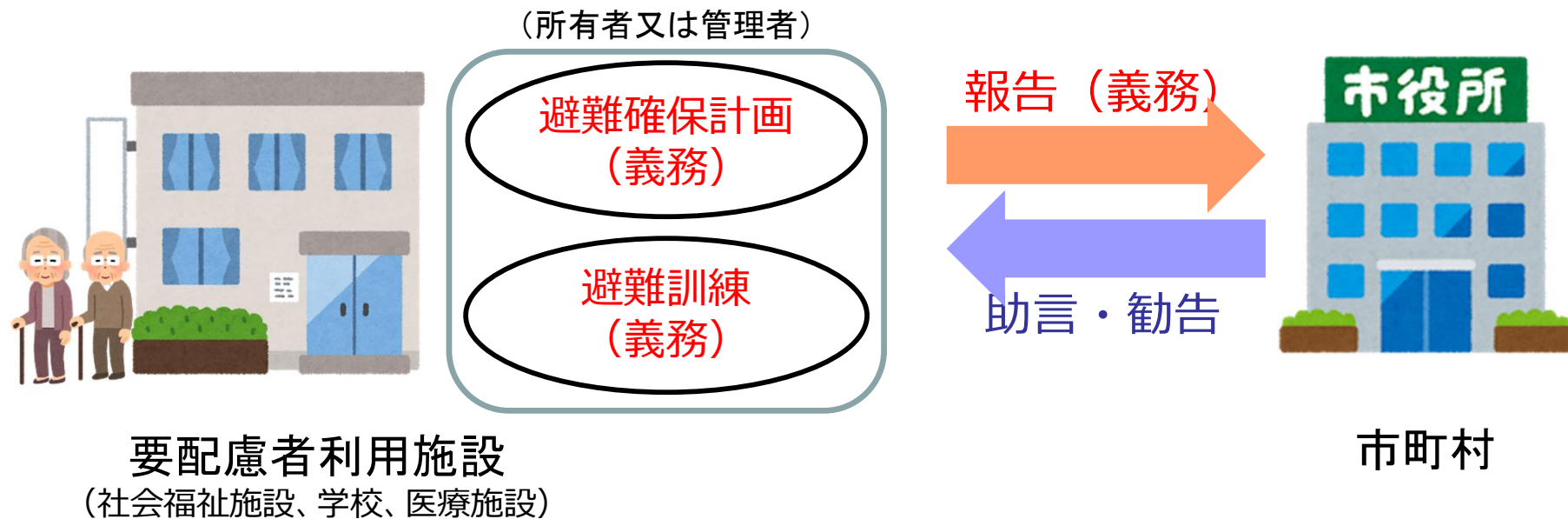
河川事業(ハード整備)と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業として、効果促進事業により、マイ・タイムライン普及に向けた取組を支援(補助率1/2)

1. ワンコイン浸水センサ実証実験について
2. 出水期を迎えるにあたって
3. まるごとまちごとハザードマップ
4. マイタイムラインの取組・支援
5. 要配慮者利用施設の避難確保の取組
6. 水防団協力団体の指定推進
7. 浸水被害軽減地区の指定推進

要配慮者利用施設における避難確保の制度

- 市町村の地域防災計画に位置づけられた高齢者施設等の要配慮者利用施設は、
 - ・ 避難確保計画を作成し、市町村長に報告すること
 - ・ 訓練を実施し、その結果を市町村長に報告することが義務づけられます。
- また、避難確保計画や訓練結果の報告を受けた市町村長は、施設管理者等に対して助言・勧告することができます。

【水防法、土砂災害防止法、津波防災地域づくり法】



※避難確保計画は、「非常災害対策計画」、「消防計画」、「学校の危機管理マニュアル」と一体的に作成することもできます

水防法等に基づく要配慮者利用施設における取組状況

令和6年9月末時点

区分	対象施設 ※1	計画作成済み ※2	避難訓練の実施 (令和5年度内に実施) ※3
洪水	126,174	111,393	48,569 [※]
雨水出水	3,709	2,222	819 [※]
高潮	27,293	20,842	7,541 [※]
津波	11,477	8,511	4,027 [※]
土砂災害	22,596	20,033	9,603 [※]

(※：令和6年3月31日時点)

※1：水防法、津波防災地域づくりに関する法律、及び土砂災害防止法に基づき、浸水想定区域（洪水・雨水出水・高潮）、津波災害警戒区域（津波）、及び土砂災害警戒区域（土砂災害）に所在し、市町村地域防災計画に位置づけられている要配慮者利用施設の数

※2：対象施設（※1）のうち、避難確保計画を作成した施設の数

※3：対象施設（※1）のうち、避難確保計画に基づく避難訓練を令和5年度内に実施した施設の数（令和6年3月31日時点）

「災害情報普及支援室」による技術的助言等の支援措置

国水政第30号

平成25年7月11日

各地方整備局長
北海道開発局長
沖縄総合事務局長 あて

国土交通省水管理・国土保全局長

水防法及び河川法の一部を改正する法律の一部施行について

【中略】

(1) 地方整備局等における相談窓口

平成17年に洪水ハザードマップの普及支援のために全国の地方整備局等の河川関係事務所に設置した「災害情報普及支援室」において、今後、洪水ハザードマップの普及支援のみならず、事業所等に対する説明会の開催等による水防法改正内容の周知及び水災防止の重要性に係る広報・啓発活動の実施や、避難確保計画及び浸水防止計画の作成、自衛水防組織の設置、訓練の実施等の技術的助言等の支援措置を積極的に実施されたい。

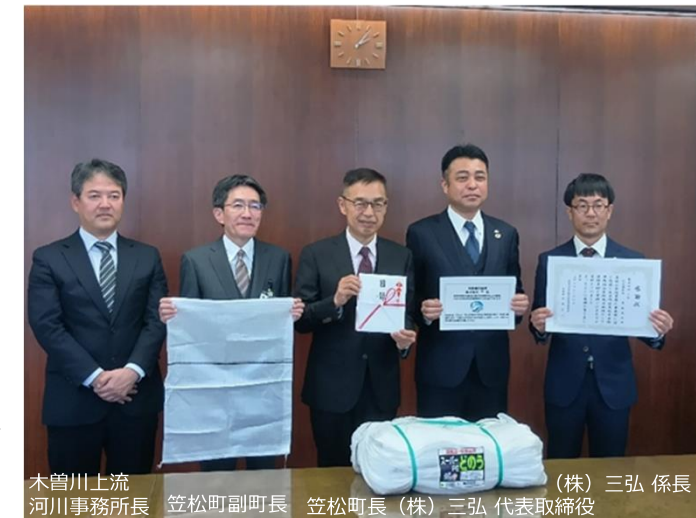
1. ワンコイン浸水センサ実証実験について
2. 出水期を迎えるにあたって
3. まるごとまちごとハザードマップ
4. マイタイムラインの取組・支援
5. 要配慮者利用施設の避難確保の取組
6. 水防団協力団体の指定推進
7. 浸水被害軽減地区の指定推進

水防管理者（市町村長）は、水防団等が行う水防活動を支援サポートする「水防協力団体」※を通年募集している。企業等の参画を促進するため、令和5年度からは国が流域治水オフィシャルサポーター等への働きかけや募集の協力を行っている。

※水防協力団体制度は、地域の水災防止体制を保持するため、水防管理者（市町村長等）が水防法に基づき民間企業、NPO、自治会等を指定する制度。

水防協力団体指定状況：38団体（令和7年1月1日現在）

- 特定非営利活動法人天竜川ゆめ会議
長野県駒ヶ根市（平成19年12月）
- 一般社団法人栃木県建設業協会（8支部）
栃木県20市町（平成23年3月等）
- 秦野市水防協力団体
神奈川県秦野市（平成26年5月）
- 水曜会
淀川左岸水防事務組合（平成28年8月）
- イオンリテール株式会社イオン枚方店
淀川左岸水防事務組合（平成28年9月）
- 株式会社樟葉パブリック・ゴルフ・コース、
牧野パークゴルフ場
淀川左岸水防事務組合（平成28年9月）
- 福知山堤防愛護会、福知山市社会福祉協議会
京都府福知山市（平成29年7月）
- 株式会社京阪ゴルフ倶楽部、株式会社高槻ゴルフ倶楽部、
株式会社淀川ゴルフ倶楽部
淀川右岸水防事務組合（平成31年1月）
- 株式会社シグナル
淀川左岸水防事務組合（令和元年9月）
- 株式会社日本介護医療センター
淀川左岸水防事務組合、淀川右岸水防事務組合、
大和川右岸水防事務組合（令和3年10月）
- 東住吉区介護保険関係者連絡会
大和川右岸水防事務組合（令和4年5月）
- 一般社団法人西淀川工業協会
淀川右岸水防事務組合（令和4年12月）
- 特定非営利活動法人MSISK
大和川右岸水防事務組合（令和5年9月）
- 日本損害保険協会
淀川左岸水防事務組合（令和6年1月）
- 株式会社藤井組
淀川左岸水防事務組合（令和6年1月）
- 株式会社ニュージェック
淀川左岸水防事務組合（令和6年1月）
- 株式会社東京建設コンサルタント
淀川左岸水防事務組合、淀川右岸水防事務組合、
大和川右岸水防事務組合（令和6年1月等）
- 株式会社大塚ウエルネスベンディング
淀川左岸水防事務組合、淀川右岸水防事務組合、
大和川右岸水防事務組合（令和6年3月）
- 西江建設株式会社
北海道帯広市（令和6年3月）
- 宮坂建設工業株式会社
北海道帯広市（令和6年3月）
- 株式会社アラソフトウェア
北海道北見市（令和6年3月）
- 有限会社久保田建設
群馬県千代田町（令和6年3月）
- 株式会社バローホールディングス
岐阜県多治見市（令和6年3月）
- 株式会社エコロジーサイエンス
新潟県長岡市（令和6年3月）
- 一般社団法人四国クリエイティブ協会
愛媛県3市町、高知県11市町村
（令和6年3月等）
- 株式会社技研製作所
高知県高知市（令和6年4月）
- 株式会社三弘
木曽川右岸地帯水防事務組合（令和6年12月）



木曽川上流 河川事務所長 笠松町副町長 笠松町長 (株)三弘 代表取締役

水防協力団体認定書交付式（R6.12 岐阜県笠松町）

1. ワンコイン浸水センサ実証実験について
2. 出水期を迎えるにあたって
3. まるごとまちごとハザードマップ
4. マイタイムラインの取組・支援
5. 要配慮者利用施設の避難確保の取組
6. 水防団協力団体の指定推進
7. 浸水被害軽減地区の指定推進

浸水被害軽減地区の指定に係る特例措置の延長(固定資産税・都市計画税)

- 輪中堤防や自然堤防等が存する区域が、洪水の際に浸水の拡大を抑制する効用を有する場合、水防管理者がこれを浸水被害軽減地区として指定し、保全を図る。
- 浸水被害軽減地区の保全により、住民避難までのリードタイムを確保し、又は水防団等が土のう積み等を行う箇所を重点化し、もって水災による被害の軽減を図る。

水防管理者による指定

- 輪中堤防等が存する土地等の区域が浸水の拡大を抑制する効用を有すると認めるときは、これを浸水被害軽減地区として指定。

※ 指定のため、河川管理者が情報提供等の必要な援助を行う

形状変更行為の届出

- 浸水被害軽減地区内の土地の改変、掘削等をしようとする者は、あらかじめ水防管理者にその旨を届出。

助言・勧告

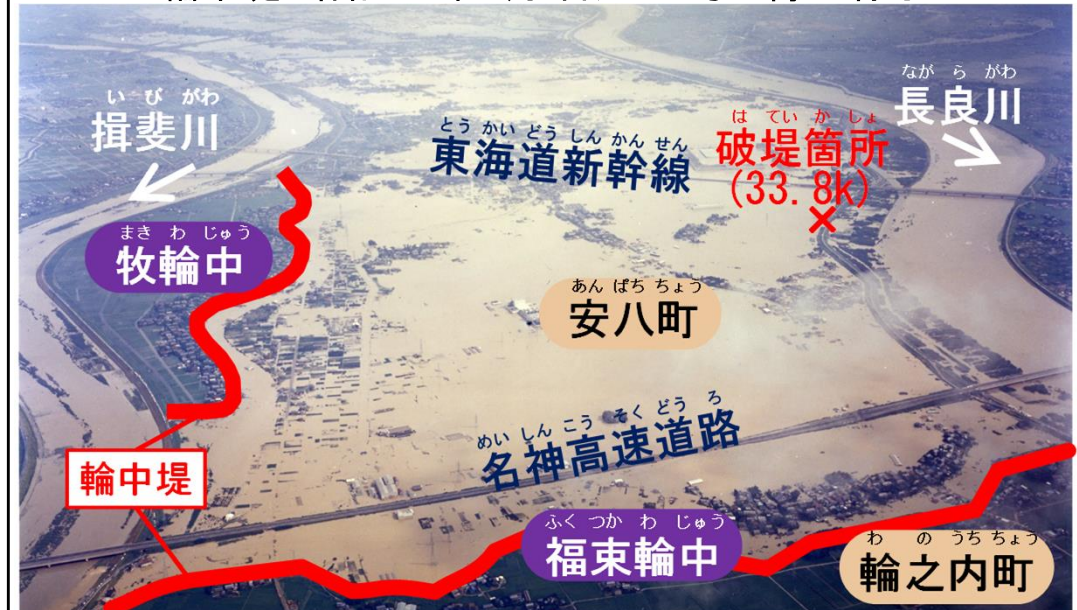
- 届出に係る行為が浸水被害軽減地区の保全の観点から望ましくないと水防管理者が認めるときは、必要な助言又は勧告。

<浸水被害軽減地区に係る固定資産税・都市計画税の特例措置を創設(R2年)>

特例措置の内容

- ・ 浸水被害軽減地区の指定を受けた土地所有者に対し、当該土地にかかる固定資産税及び都市計画税について、課税標準を1/2～5/6の範囲内で市町村の条例で定める割合とする。(参酌標準:2/3)

<輪中堤:昭和51年9月 台風17号の際の様子>



- 岐阜県安八郡輪之内町は、昭和51年9年の台風17号による長良川決壊（いわゆる9.12水害）の際に浸水を阻止した福束輪中堤を、平成30年3月30日に浸水被害軽減地区に指定。(全国で初めての指定。現状で指定されている地区はこの1件のみ。)

※届出をしないで、又は虚偽の届出をして土地の形状変更行為を行った者には罰則

- ・ 特例措置期間が令和8年3月31日までのため、今後延長要望手続きを行う予定。
- ・ 手続き資料の作成にあたり協力をお願いする可能性があるのご承知おきください。